

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本件の契約は、本事業にかかる令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月2日

世田谷区

1 業務内容

(1) 契約件名

環境美化指導及び喫煙マナー啓発業務委託

(2) 目的

世田谷区環境美化等に関する条例に基づき、区の指定喫煙場所近隣の路上等にて路上喫煙及びポイ捨て（以下、「路上喫煙等」という。）を行う者等（以下、「喫煙マナー違反者」という。）に対して連続的な指導・啓発を実施し、また喫煙場所周辺でのポイ捨てや喫煙場所外での喫煙が問題となっている指定喫煙場所において、定点的に喫煙マナーの啓発を実施し、条例の周知徹底を図る。周知を図ることで公共の場所等での喫煙による迷惑を防止し、喫煙する人としめない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現をめざす。

(3) 業務内容

上記の目的を達成するため、喫煙マナー違反者に対する巡回指導・啓発業務として、以下の①～⑦の業務を行うこと。また、以下の①～⑦の業務以外に、上記（2）の目的を達成するために有効な手法等があれば、提案を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、喫煙マナー違反者に対して粘り強い指導・啓発を行うものとし、トラブルの発生等にも適切に対処すること。

※業務に係る条件として、区HPに掲載の「世田谷区環境美化等に関する条例」及び「世田谷区たばこルール」等を参照し、経費見積等の参考とすること。

- ① 年間・月間指導計画の作成
- ② 巡回指導員への研修の実施
- ③ 喫煙マナー啓発員への研修の実施
- ④ 路上喫煙等を行う者への指導・巡回、周知（吸殻清掃を含む）
- ⑤ 指定喫煙場所敷地外での喫煙者への指導、周知（吸殻清掃を含む）
- ⑥ 日報・月報の作成
- ⑦ ポイ捨てされた吸い殻数のモニタリングの実施

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※契約は年度ごとに締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及び令和7年度以降については前年度の履行が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成31年度以降に国または地方公共団体において、喫煙場所周辺における啓発（喫煙場所周辺における路上喫煙者に対して条例の周知、喫煙場所への誘導）や路上喫煙者に対する巡回指導・啓発等、当該事業と同様の事業を受託した実績を有すること。
- (6) 環境美化指導及び喫煙マナー啓発業務委託事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 手続き等

(1) 担当部課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

世田谷区環境政策部環境保全課（二子玉川分庁舎B棟3階B36）

午前8時30分～午後5時まで（土日、祝日を除く）

電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981

(2) 説明書の交付方法、交付場所及び交付期間

① 交付方法

世田谷区ホームページからのダウンロード及び（1）の窓口で配布

② 交付場所

世田谷区ホームページにて公開及び（1）に同じ

世田谷区ホームページ

HP [世田谷区トップページ](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#) → [発注情報](#) → [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [住まい・街づくり・環境](#)

③ 交付期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月16日（月）

※担当部課での交付は午前8時30分～午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

① 提出方法

持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

② 提出場所

（1）に同じ

③ 提出期限

令和6年12月16日（月）午後5時まで

※持参の場合は、午前8時30分～午後5時まで（土日、祝日を除く）

（４）提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

① 提出方法

持参又は郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

② 提出場所

（１）に同じ

③ 提出期限

令和7年1月17日（金）まで

※持参の場合は、午前8時30分～午後5時まで（土日、祝日を除く）

５ 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

（１）提出された提案書の審査は、５により設置された審査委員会が別に定めた審査要領により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

＜評価基準＞

審査項目		審査の視点
参加表明書	企業実績	・当該事業と同様の事業実績が十分であること
	過去の成果品	・冊子の構成、文書・図表作成等が的確にわかりやすくまとまっていること
提案書	業務実施方針	・業務目的、内容の理解度が高いこと ・行程計画と業務量の整合が取れていること
	業務実施体制	・巡回指導員及び喫煙マナー啓発員の配置計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないこと
	配置責任者・巡回指導員及び喫煙マナー啓発員実績	・当該事業と同様の事業実績が十分であること
	特定テーマに対する提案	・テーマの目的及び視点を適切に把握していること ・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されていること ・提案内容に説得力、実現性があること ・課題解決のための創意工夫がなされていること
	資料作成能力	・提案内容がわかりやすく、見やすい構成になっていること
	見積の妥当性	・見積金額と提案内容が妥当であるか
ヒアリング	取り組み姿勢	・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられること
	コミュニケーション能力	・説明がわかりやすいこと ・質問に対する応答が明快かつ迅速であること

（２）ヒアリングについて

ヒアリングは以下のとおり、開催する。

① 審査内容

提案内容について、配置責任者又は指導巡回員及び喫煙マナー啓発員に対するヒアリング（提案説明及び質疑応答）を20分程度行う。説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクター及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知し、必要な機器を持参すること（スクリーンは区で用意）。なお、説明は、配置責任者又は指導巡回員及び喫煙マナー啓発員が行うこと。

② ヒアリング実施予定日

令和7年1月22日（水）

※時間、場所等詳細については、別途通知する。

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

（3）参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

（4）記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した配置責任者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の経歴を持つ者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口は、上記【6 説明書の交付期間、場所（2）場所】と同一である。

（5）提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

（6）参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（7）区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

（8）環境美化指導及び喫煙マナー啓発業務委託事業者選定審査委員会の構成員は次のと

おり。

環境政策部長 中西 成之

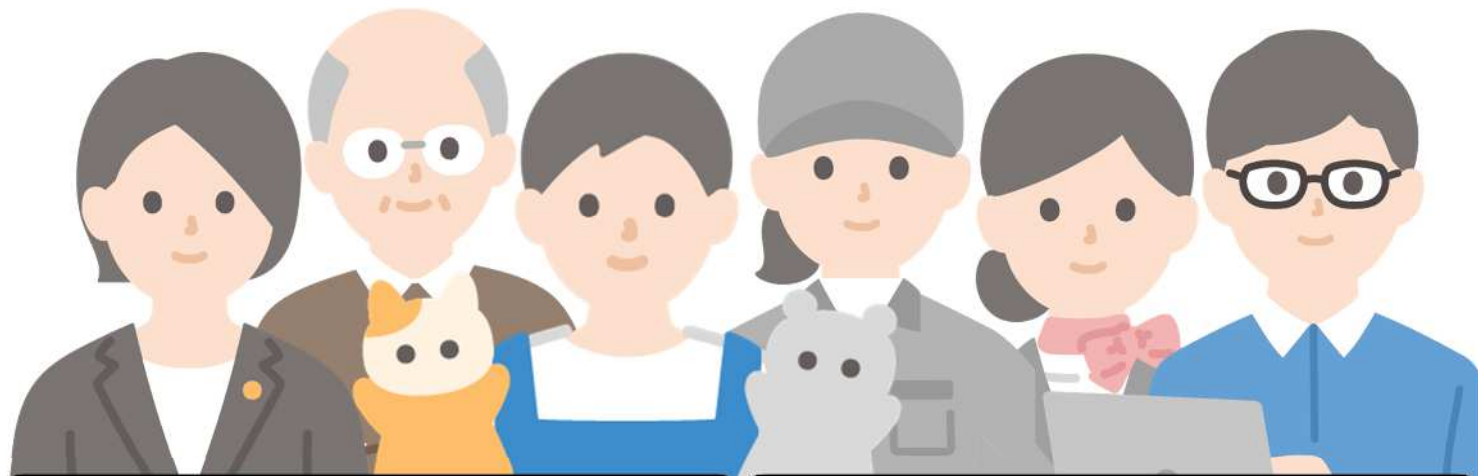
環境政策部環境計画課長 上原 雅三

環境政策部環境・エネルギー施策推進課長 山本 久美子

環境政策部環境保全課 野元 憲治

(9) 詳細は、説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には 「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※ 予定価格が 3 千万円以上の工事請負契約、予定価格が 2 千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は っ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水士	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。